人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。以下この条において同じ。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第六項」を「第五項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「被合併法人等の当該適格合併等の日」を「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度若しくは」に、「次項」を「次項及び第十項」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額」の下に「（当該他の法人に同法第二条第十四号に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「、次項及び第十四項」を「から第十一項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」を「当該適格合併等の日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に、「第十四項」を「次項」に改め、「当該前七年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項」を「第九項」に、「第十二項」を「前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、「第十八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済個別帰属調整額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十五項中「、次項及び第十四項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十七項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十八項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十一項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十二項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十四項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十五項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十六項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十七項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十九項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第三十項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十二項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第三十三項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に改め、「当該控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十四項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第三十五項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関